

【エクアドル経済:2015年12月】

1 グラス副大統領の訪中及び中国からの融資取り付け

(1) 12月7日から10日にかけて中国を訪問したグラス副大統領は、パティニーニョ外相及びエレラ財務大臣と共に記者会見を開き、2015年12月から2016年2月にかけて中国から28億ドルの融資がディスバースされる見通しであると発表した。また、今回の訪中について、政府関係者らと技術、戦略、金融の分野について協議したほか、中国の複数の銀行がパシフィコ製油所への融資に興味を示す等、有意義なものであったと評した。

(2) エレラ財務大臣は、28億ドルの融資の内、10億ドルが12月中にディスバースされる予定であり、それらは政府による支払いが遅れている建設業等の民間会社への支払い及び2015年のグローバル債支払いに充てられると説明し、公務員の年末手当を含む給与の支払いについては、既に支払い準備中であり、問題ないと説明した。なお、この融資が1月にコレア大統領が訪中した際に取り付けた75億ドルの内、ディスバースが遅れていたものなのか、新たな融資なのかについて明確な説明はなかった。

2 エクアドルにおけるマツダ社の車両組立中止

(1) 12月14日、エクアドルで40年にわたり活動しているマレサ社（マツダ、フィアット、クライスラー、ドッジ、ジープ、ラム、フォード、カワサキの輸入も行っている。）は、マツダ車（1トンピックアップトラック）の現地組立を行ってきたミター・デル・ムンドの工場のオペレーションを中止し、同時に同時に300人のリストラが実施されたと発表した。

(2) これにより、マレサ社はアセンブリー・モデルの見直し及び新たなプロジェクト（資本投資、新たな機械の製造・組立等）を検討することになった2015年9月、マレサ社のバラオナ社長は、既にフィアット社及びクライスラー社の車両のエクアドルにおける組立について合意を取り付けており、複数の日本メーカーとも対話を行っていると説明していた。

(3) エクアドル自動車企業協会（A E A D E）によれば、2011年から2015年までに、自動車業界において、輸入規制等が原因で直接的及び間接的に約7,500人の雇用が失われたとのこと。

3 仏のシュルンベルジェ社の原油掘削事業参入

(1) 12月14日、イカサ・ペトロアマソナス総裁は、仏のシュルンベルジェ社代表者との間で、同社がナポ県に位置する当国主要油田の1つであるアウ

カ油田における原油掘削事業に参入するための融資付き特定サービス契約を締結した。同契約によれば、ペトロアマソナスはシュルンベルジェ社に対し、生産1バレルあたり約26ドルを支払うことになる。成熟油田掘削契約との相違点は、一定量以上の生産から支払いが発生するのではなく、全生産量に対して支払いが発生する点である。この意味において、同契約は、REPSOL, ANDES, AGIPといった民間石油会社との契約に類似する。同契約署名は副大統領府においてクローズドドアで行われ、グラス副大統領、ポベダ戦略部門調整大臣等が出席した。

(2) シュルンベルジェ社の参入により、現在日産約6万5千バレルであるアウカ油田の産出量は約2万バレル増加することが予想される。ペトロアマソナスによれば、この種の契約は、国に対するリスクなく生産量を増加することを可能とし、ペトロアマソナスが引き続き同油田のオペレーターとなる。

(3) ペトロエクアドルの元組合活動家であるジャネス氏は、ペトロアマソナスが昨年公表した1バレルあたりの生産コストが8ドル~15ドルであることに言及し、シュルンベルジェ社に支払われる単価が高すぎると述べ、明年の当国原油価格が1バレル30ドルを下回ることが予想されることから、国家収入は非常に限定されると述べた。

4 官民連携法の成立

(1) 官民連携促進法案が12月18日に官報に掲載され発効した。同法の主な内容は以下の通り。

ア 官民連携の定義：中央政府もしくは地方政府が行う公共事業に対し、民間企業が全額もしくは部分的な出資をして事業を実施する仕組み。

イ 官民連携審議会 (Comite Interinstitucional de Asociaciones Publico-Privado) 本法の適用を受ける事業の審査及び官民連携に係る政策及び法規の調整は、以下の組織の長もしくはその代理によって構成される官民連携審議会が行う。

- 生産・雇用・競争性調整省
- 経済政策調整省
- 国家企画開発庁
- 審議の対象となるプロジェクトを管轄する省庁（発言権はあるが、投票権は無し。）
- 国税庁（発言権はあるが、投票権は無し。）

ウ 対象分野と事業内容

- ① 対象分野：道路、港湾、空港及びその他のインフラ整備、都市開発、不動産。
なお、戦略セクター（当館注：戦略セクターは憲法によってエネルギー、枯

渴天然資源、通信、炭化水素の輸送と精製、生物多様性、遺伝子遺産、放送、水の分野と定義されている。)については、各セクターに関する法律の定めるところにより民間企業の参入が可能であるが、新規水力発電及び代替可能エネルギープロジェクトを除き、官民連携促進法が定める税制優遇の対象とはならない。ただし、生産・貿易・投資法第100条(当館注：大統領により必要且つ適切と認められた場合、政府機関は戦略セクターの公共事業を民間企業に委託することができる。)及び各セクターの法律に則って例外的に適用が認められる場合がある。

- ② 対象となる事業：前述分野の公共事業に関する建設、設備導入、改修・改善、維持・運営、政府が直接関与する生産及び研究活動。

(エ) 同法の適用を受ける企業への優遇措置等

- ① 大統領令及び地方自治体の管轄機関により認められた場合、環境分野の各種許可を除く各種手続きが簡素化される。
- ② エクアドル社会保障庁(I E S S)及び市中銀行への支払いが遅れた場合、一回に限り滞納による追徴金の免除や罰金に優遇措置が取られる。
- ③ 法人税免除(10年間のみ。)
- ④ 海外送金税の免除(本法の適用を受けて実施するプロジェクトに関し、物品輸入、サービス購入、債務返済等をする場合に限る)
- ⑤ 輸入関税の免除(官民連携審議会の定める基準に従い、本法の適用を受けて公共事業を実施する民間企業がプロジェクトのために輸入する物品について税関サービス料を除く輸入関税が免除される。)
- ⑥ 付加価値税の免除(公社と同じ条件(0%)となる。)
- ⑦ 本法の適用を受けて公共事業を実施する企業の株主等が受ける配当をエクアドル国外へ送金する際は、10年間海外送金税非課税となる。
- ⑧ アマゾン地域(都市部を除く)の土地及び大統領令によりそれと同等と認められた土地に関し、地方土地税が優遇される。

5 一般セーフガード措置の一部変更

(1) 12月30日、貿易委員会(COMEX)は、決議第46号(同16日発効)により、国際収支擁護のための一般セーフガード措置対象品目のうち、129品目を同措置から除外する旨のプレスリリースを発出した。

(2) 主な除外品目は、発電機、燻煙消毒剤噴霧機、真空計、輸送用滑車、気象観測所(関連資材)等であり、エル・ニーニョ現象による影響が懸念される中、国内生産部門にとって必要な資材を追加関税措置の対象から除外することになった。